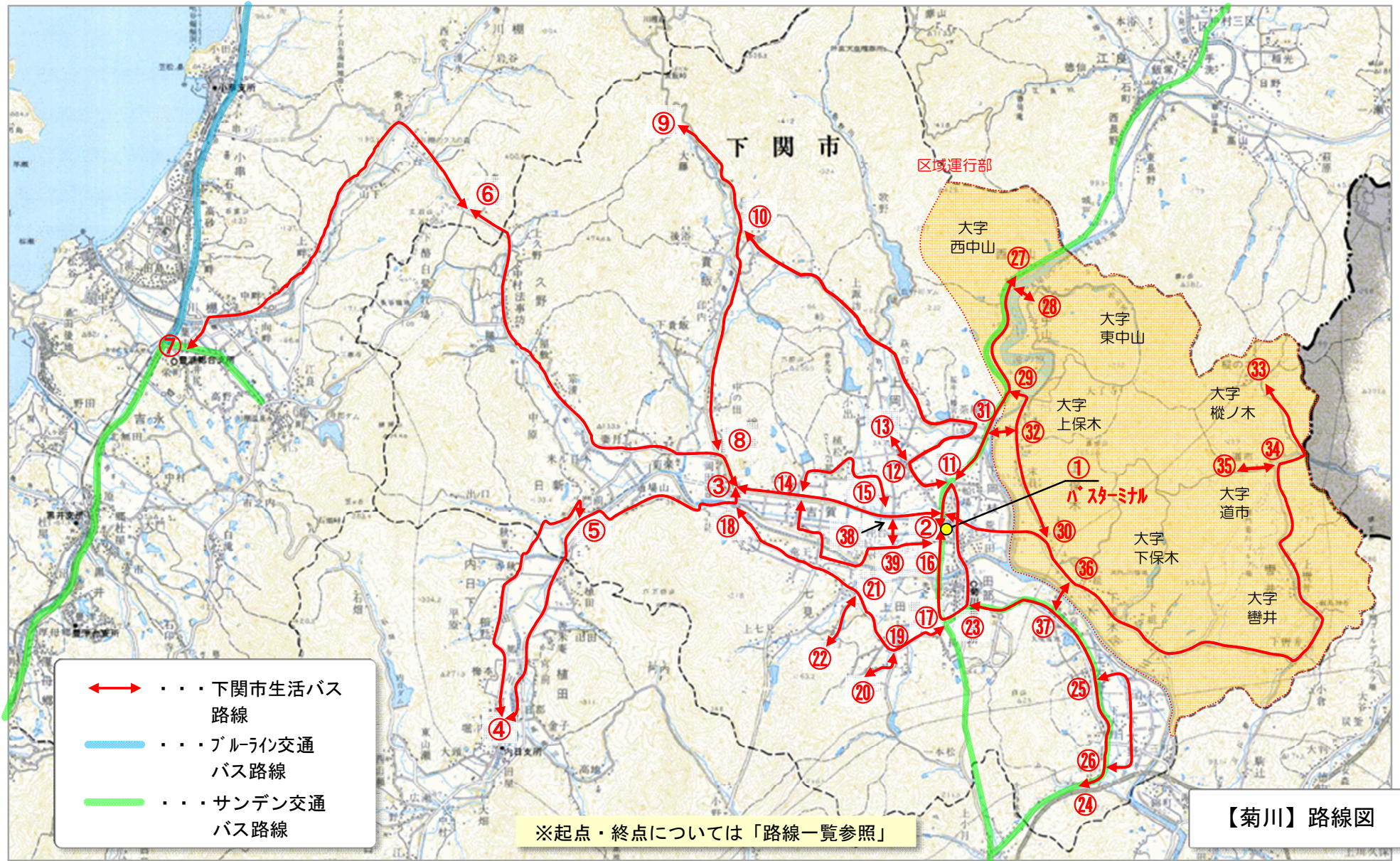


【 議 事 1 】

自家用有償旅客運送 登録の更新について

- ① 下関市生活バス（交通空白輸送）
- ② 下関市外出支援サービス（市町村福祉輸送）



- ↔ . . . 下関市生活バス  
路線
- . . . ブルーイン交通  
バス路線
- . . . サンデン交通  
バス路線

※起点・終点については「路線一覧参照」

【菊川】路線図



【 菊 川 】 路 線 一 覧

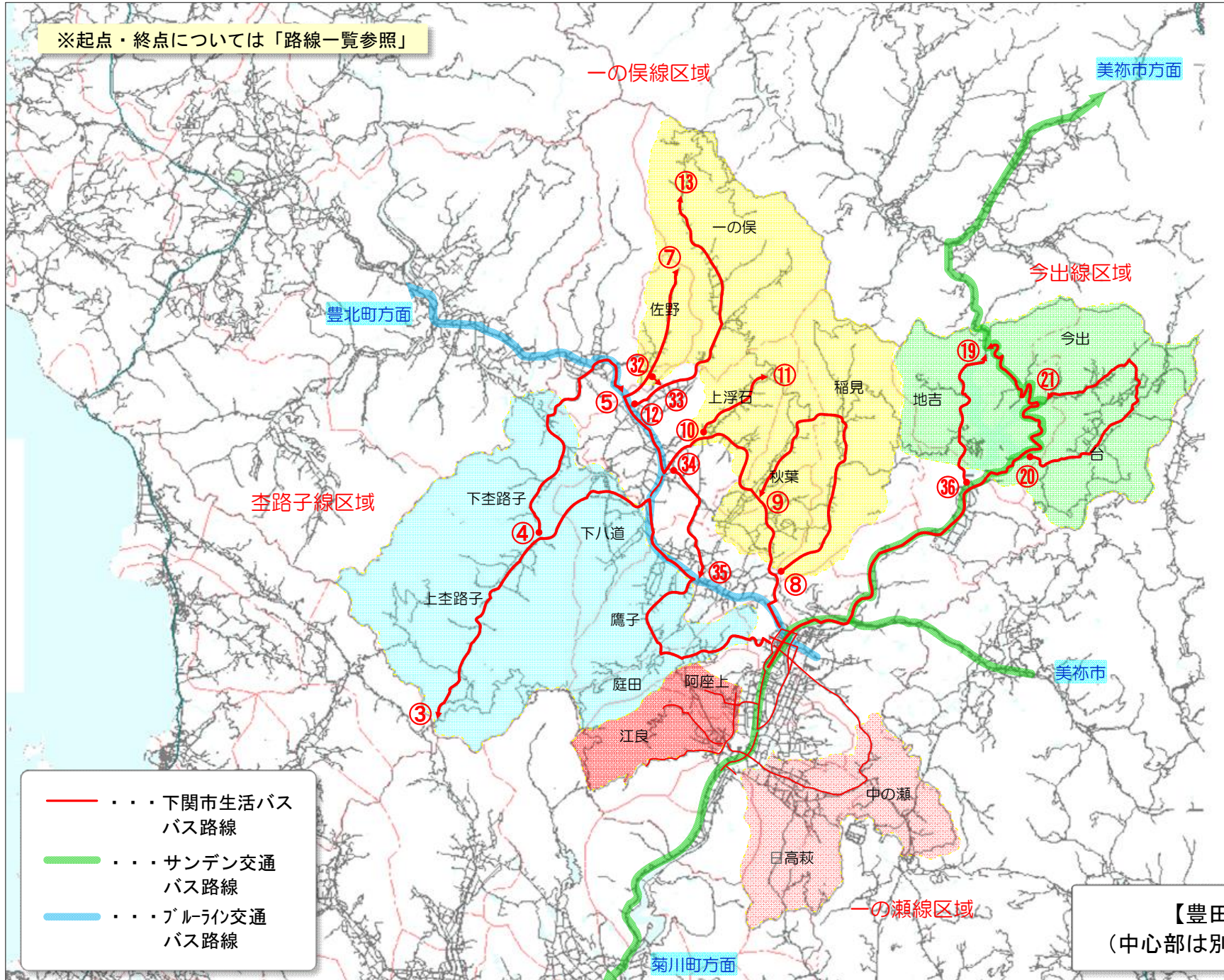
菊 川 路 線	起 点	① バスターミナル (下関市菊川町大字下岡枝188番地)	⑫ 坂の上どろ仏前 (下関市菊川町大字上岡枝1045番地先)
	終 点	① バスターミナル (下関市菊川町大字下岡枝188番地)	⑬ 小出 (下関市菊川町大字上岡枝1072番地)
	キ 口 程	3.9 km	0.3 km
	主たる経過地	きくがわ温泉、上市、田部	—
	起 点	② 上岡枝交差点 (下関市菊川町大字上岡枝766番地1地先)	⑭ 台 (下関市菊川町大字吉賀1801番地4地先)
	終 点	③ 檜崎 (下関市菊川町大字檜崎1024番地13地先)	⑮ 植松 (下関市菊川町大字下岡枝508番地1地先)
	キ 口 程	2.6 km	2.1 km
	主たる経過地	植松	岡枝小学校前
	起 点	③ 檜崎 (下関市菊川町大字檜崎1024番地13地先)	⑯ 岡枝 (下関市菊川町大字下岡枝下岡枝175番地2地先)
	終 点	④ 内日河原 (下関市大字内日下1179番地1)	⑭ 台 (下関市菊川町大字吉賀1801番地4地先)
	キ 口 程	5.2 km	2.8 km
	主たる経過地	日新	沖台
	起 点	④ 内日河原 (下関市大字内日下1179番地1)	⑰ 十王堂交差点 (下関市菊川町大字田部1149番地1地先)
	終 点	⑤ 日新公民館 (下関市菊川町大字日新267番地2)	⑱ 長州酒造前 (下関市菊川町大字吉賀72番地先)
	キ 口 程	3.6 km	3.7 km
	主たる経過地	稲野、梅本、寺秋	上田部、七見
起 点	③ 檜崎 (下関市菊川町大字檜崎1024番地13地先)	⑲ グリーンセンター上田部 (下関市菊川町大字上田部604番地1)	
終 点	⑥ 多々良 (下関市豊浦町大字川棚2631番地)	⑳ グリーンパーク団地 (下関市菊川町大字上田部203番地3)	
キ 口 程	5.7 km	0.5 km	
主たる経過地	久野	—	
起 点	⑥ 多々良 (下関市豊浦町大字川棚2631番地)	㉑ 七見 (下関市菊川町大字七見51番地先)	
終 点	⑦ 豊浦総合支所前 (下関市豊浦町大字川棚6895番地1)	㉒ 法輪寺前 (下関市菊川町大字七見191番地1地先)	
キ 口 程	6.2 km	0.9 km	
主たる経過地	川棚小学校前	—	
起 点	⑧ 岡田 (下関市菊川町大字檜崎795番地10地先)	㉓ 下市 (下関市菊川町大字田部538番地6地先)	
終 点	⑨ 大藤 (下関市菊川町大字貴飯30番地2地先)	㉔ 山下建設前 (下関市菊川町大字下大野547番地)	
キ 口 程	4.8 km	3.8 km	
主たる経過地	貴飯	豊東小学校前、平田、下大野	
起 点	⑩ 寺門前 (下関市菊川町大字貴飯556番地先)	㉕ 平田 (下関市菊川町大字上大野364番地6地先)	
終 点	⑪ きくがわ温泉 (下関市菊川町大字下岡枝508番地1地先)	㉖ 下大野 (下関市菊川町大字下大野344番地6)	
キ 口 程	6.1 km	1.8 km	
主たる経過地	上諏訪、萩ヶ台、茶屋川	里、小路	

菊川路線	起 点	⑪ きくがわ温泉 (下関市菊川町大字下岡枝508番地1地先)	② 上岡枝交差点 (下関市菊川町大字上岡枝766番地1地先)
	終 点	⑳ 西中山 (下関市菊川町大字西中山161番地1)	㉓ 樅ノ木 (下関市菊川町大字樅ノ木98番地6)
	キ 口 程	3.1 km	9.9 km
	主たる経過地	—	下保木、轡井
	起 点	㉗ 西中山 (下関市菊川町大字西中山161番地1)	㉔ 道市 (下関市菊川町大字道市274番2)
	終 点	㉘ 東中山 (下関市菊川町大字東中山141番地1)	㉕ 道市公会堂 (下関市菊川町大字道市288番地先)
	キ 口 程	0.3 km	0.3 km
	主たる経過地	—	—
	起 点	㉙ 湯の原ダム (下関市菊川町大字西中山384番地1)	㉖ 上保木中野 (下関市菊川町大字上保木999番地3地先)
	終 点	㉚ 上保木公会堂 (下関市菊川町大字上保木657番地1)	㉗ 豊東小学校前 (下関市菊川町大字上大野字10252番地5)
	キ 口 程	2.3 km	0.5 km
	主たる経過地	大上公会堂	—
起 点	㉛ 茶屋川 (下関市菊川町大字下岡枝791番地先)	㉘ アイルモータースクール (下関市大字吉賀1588番地先)	
終 点	㉜ 大上公会堂 (下関市菊川町大字上保木153番地2)	㉙ 吉賀 (下関市大字吉賀1507番地先)	
キ 口 程	0.4 km	0.4 km	
主たる経過地	下保木、轡井	吉賀	

区域一覧

菊川区域	樅ノ木 ・保木線	1. 大字西中山
		2. 大字東中山
		3. 大字上保木
		4. 大字下保木
		5. 大字樅ノ木
		6. 大字道市
		7. 大字轡井

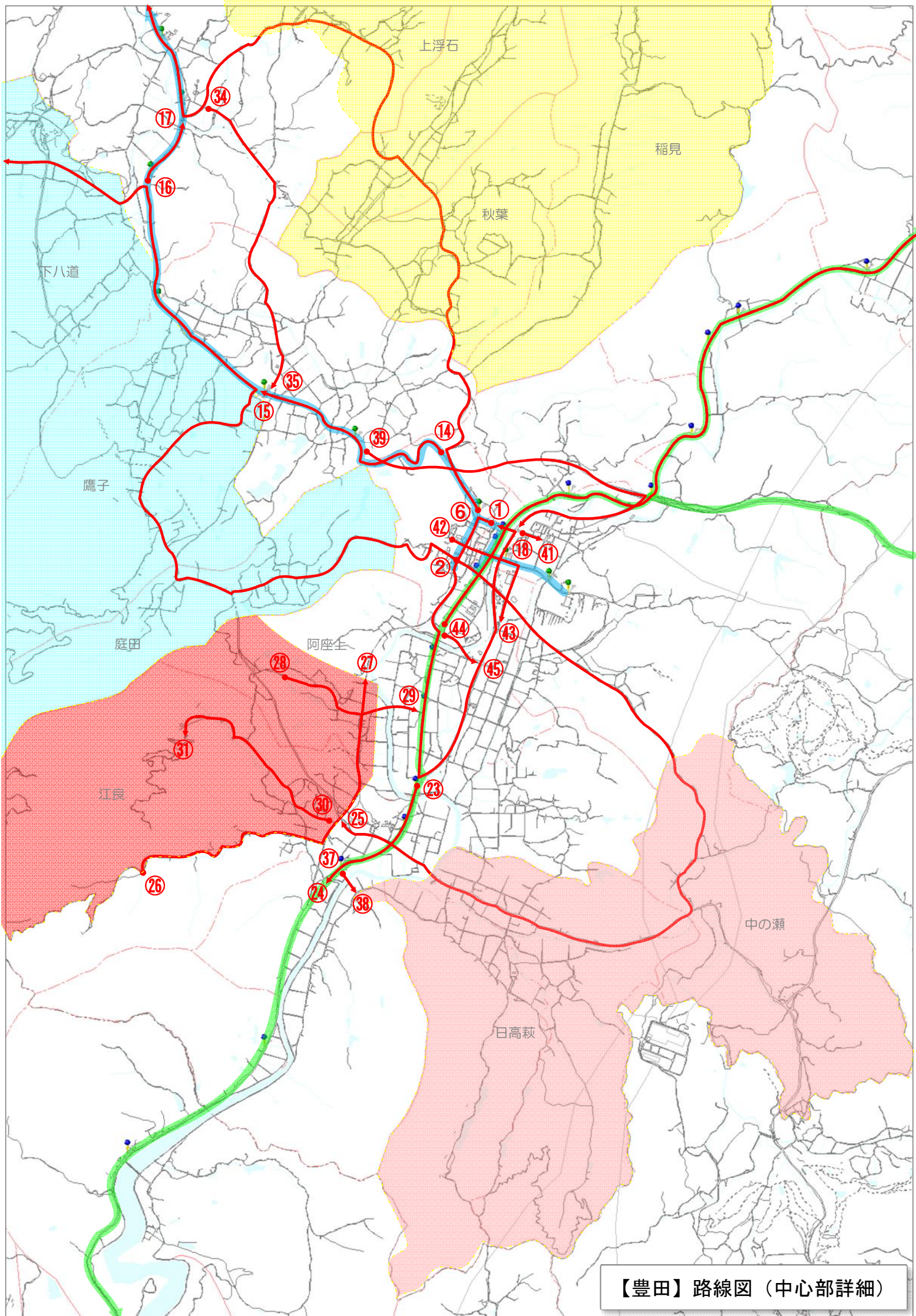
※起点・終点については「路線一覧参照」



- 下関市生活バス  
バス路線
- サンデン交通  
バス路線
- ブルーライン交通  
バス路線

【豊田】路線図  
(中心部は別紙詳細図参照)





【豊田】路線図（中心部詳細）

【 豊 田 】 路線一覧

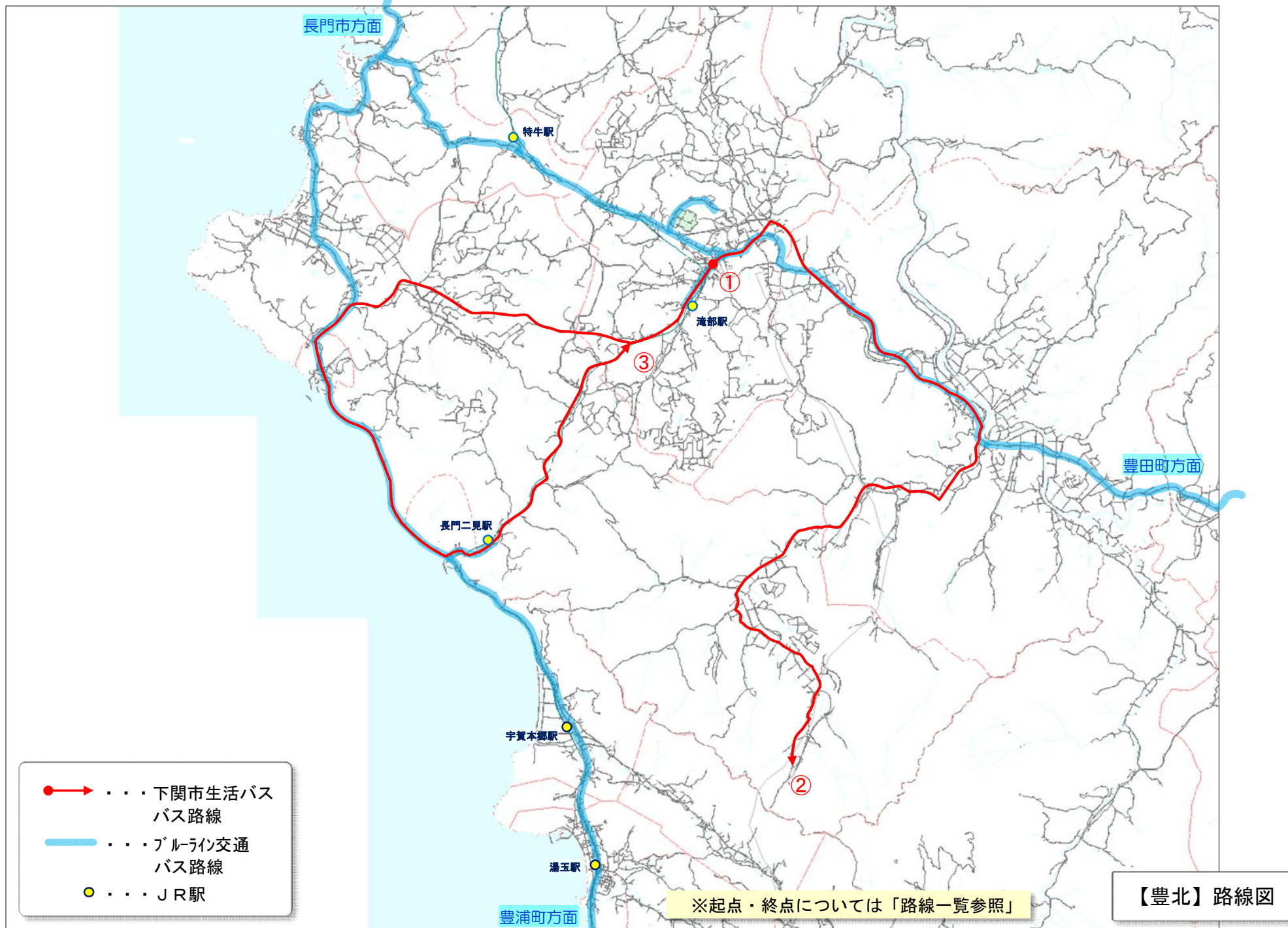
豊 田 路 線	起 点	① 豊田総合支所 下関市豊田町大字殿敷1918番地1	⑯ 国道491号線と国道435号線の交差点 下関市豊田町大字浮石1715番地先
	終 点	① 豊田総合支所 下関市豊田町大字殿敷1918番地1	⑰ 国道435号線と市道白土宮の尾線の交差点 下関市豊田町大字浮石1453番地6先
	キ 口 程	5.1 km	0.7 km
	主たる経過地	殿敷、中村、西市二区、矢田、西市一区	—
	起 点	② 県道山陽豊田線と市道庭田鷹ノ子線の交差点 下関市豊田町大字矢田220番地3先	④④ 県道山陽豊田線と市道中村長正司線の交差点 下関市豊田町大字矢田470番地先
	終 点	③ 国道491号線 豊浦境 下関市豊田町大字柵路子2361番地先	⑱ 県道34号線と県道319号線の交差点 下関市豊田町大字地吉
	キ 口 程	15.6 km	13.7 km
	主たる経過地	庭田、鷹子、中八道、中浮石、下八道、下柵路子、上柵路子	長正司、檜原、上殿敷、大河内
	起 点	④ 国道491号線と県道269号線の交差点 下関市豊田町大字柵路子1197番地先	⑳ 県道34号線と県道38号線の交差点 下関市豊田町大字地吉92番地先
	終 点	⑤ 国道435号線と市道佐野線の交差点 下関市豊田町大字荒木12番地先	㉑ 県道34号線と市道今出タヶ埜線の交差点 下関市豊田町大字地吉2070番地先
	キ 口 程	6.5 km	6.7 km
	主たる経過地	殿居	台
	起 点	⑥ 県道山陽豊田線と市道檜原長正司線の交差点 下関市豊田町大字矢田112番地先	② 県道山陽豊田線と市道庭田鷹ノ子線の交差点 下関市豊田町大字矢田220番地3先
	終 点	⑦ 佐野 下関市豊田町大字佐野238番地先	㉕ 県道262号線と市道西市石町線の交差点 下関市豊田町大字江良
	キ 口 程	12.1 km	7.7 km
	主たる経過地	秋葉、上浮石、中浮石、下浮石、荒木	殿敷、中村、高熊、中の瀬、日高萩、三野和
	起 点	⑧ 市道稲見宇内線と市道白土宮の尾線の交差点 下関市豊田町大字八道2136番地先	㉓ 県道34号線と市道中村長正司線の交差点 下関市豊田町大字中村826番地先
	終 点	⑨ 市道稲見宇内線と市道白土宮の尾線の交差点 下関市豊田町大字宇内72番地1先	㉔ (サンデン交通) 石町バス停 下関市豊田町大字手洗464番地2先
	キ 口 程	7.5 km	1.2 km
	主たる経過地	稲見	三野和
起 点	⑩ 市道白土宮の尾線と市道赤崎岩滑線の交差点 下関市豊田町大字浮石855番地先	⑳ 江良 下関市豊田町大字江良22番地先	
終 点	⑪ 上浮石 下関市豊田町大字浮石279番地先	㉗ 阿座上 下関市豊田町大字阿座上191番地3先	
キ 口 程	1.6 km	2.6 km	
主たる経過地	—	—	
起 点	⑫ 国道491号線と国道435号線の交差点 下関市豊田町大字荒木53番地4先	㉘ 阿座上 下関市豊田町大字阿座上372番地先	
終 点	⑬ 一の俣 下関市豊田町大字一ノ俣1424番地先	㉙ 市道中村長正司線と市道中の坪阿座上線の交差点 下関市豊田町大字中村735番地先	
キ 口 程	5.9 km	1.2 km	
主たる経過地	—	—	

豊 田 路 線	起 点	⑭ 県道山陽豊田線と市道白土宮の尾線の交差点 下関市豊田町大字矢田67番地1先	⑳ 県道262号線と市道手洗江良線の交差点 下関市豊田町大字江良
	終 点	⑮ 国道435号線と市道庭田鷹ノ子線の交差点 下関市豊田町大字八道2546番地1先	㉑ 江良 下関市豊田町大字江良601番地先
	キ 口 程	2.3 km	1.5 km
	主たる経過地	上八道	—
	起 点	㉒ 市道佐野線と市道荒越路線の交差点 下関市豊田町大字佐野429番地先	㉔ 市道白土宮の尾線と市道四辻宮の尾線の交差点 下関市豊田町大字浮石1446番地3先
	終 点	㉓ 国道491号線と市道荒越路線の交差点 下関市豊田町大字荒木132番地1先	㉕ 国道435号線と市道四辻宮の尾線の交差点 下関市豊田町大字八道1720番地1先
	キ 口 程	0.6 km	3.0 km
	主たる経過地	—	—
	起 点	㉖ 県道34号線と県道319号線の交差点 下関市豊田町大字大河内865番地2先	㉗ 県道34号線と市道石町東長野線の交差点 下関市豊田町大字手洗464番地8先
	終 点	㉙ 県道34号線と県道319号線の交差点 下関市豊田町大字地吉	㉘ 高山 下関市豊田町大字高山45番地2先
	キ 口 程	4.4 km	0.3 km
	主たる経過地	—	—
起 点	㉚ 国道435号線と県道山陽豊田線の交差点 下関市豊田町大字八道2210番地2先	㉜ 県道34号線と市道殿敷御幣司線の交差点 下関市豊田町大字殿敷1809番地4先	
終 点	㉛ 県道34号線と市道殿敷御幣司線の交差点 下関市豊田町大字殿敷1809番地4先	㉝ 小田医院 下関市豊田町大字殿敷1810番地1	
キ 口 程	2.6 km	0.1 km	
主たる経過地	檜原、上殿敷	—	
起 点	㉞ 豊田生涯学習センター 下関市豊田町大字矢田149番地1	㉟ 県道山陽豊田線と市道中村長正司線の交差点 下関市豊田町大字矢田470番地先	
終 点	㉟ 県道34号線と市道殿敷高熊2号線の交差点 下関市豊田町大字中村43番地1先	㊱ 県道34号線と県道山陽豊田線の交差点 下関市豊田町大字中村155番地1先	
キ 口 程	1.2 km	0.5 km	
主たる経過地	西市二区、殿敷	—	



【 豊 田 】 区域一覽

		備 考	
豊 田 区 域	柵路子線	1. 大字柵路子	上柵路子・下柵路子自治会
		2. 大字八道	内、下八道自治会・鷹子自治会のみ
		3. 大字浮石	内、下八道自治会のみ
		4. 大字鷹子	鷹子自治会
		5. 大字庭田	庭田自治会
	一の俣線	1. 大字一ノ俣	一の俣自治会
		2. 大字佐野	佐野自治会
		3. 大字殿居	内、佐野自治会のみ
		4. 大字浮石	内、上浮石自治会のみ
		5. 大字稲見	稲見自治会
		6. 大字金道	秋葉自治会
		7. 大字宇内	秋葉自治会
	今出線	1. 大字今出	今出自治会・台自治会
		2. 大字地吉	地吉自治会
	一の瀬線	1. 大字江良	石町自治会
		2. 大字阿座上1番地1から418番地	阿座上自治会
		3. 大字日野	日高萩自治会
		4. 大字高山	日高萩自治会
		5. 大字萩原	日高萩自治会
		6. 大字殿敷	内、中の瀬自治会のみ



【 豊 北 】 路線一覽

豊 北 地 域	起 点	① 豊北総合支所 下関市豊北町大字滝部3140-1	
	終 点	② 笹の本 下関市豊北町大字北宇賀412-2先	
	キ 口 程	14.0 km	
	主たる経過地	田耕	
	起 点	① 豊北総合支所 下関市豊北町大字滝部3140-1	
	終 点	③ 神田口 下関市豊北町大字滝部4305-6	
	キ 口 程	16.2 km	
	主たる経過地	矢玉	
	起 点		
	終 点		
	キ 口 程		
	主たる経過地		
	起 点		
	終 点		
	キ 口 程		
	主たる経過地		
起 点			
終 点			
キ 口 程			
主たる経過地			
起 点			
終 点			
キ 口 程			
主たる経過地			



運送の主体（申請者名） 下関市（下関市長 前田 晋太郎）

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 下関市菊川総合支所地域政策課 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

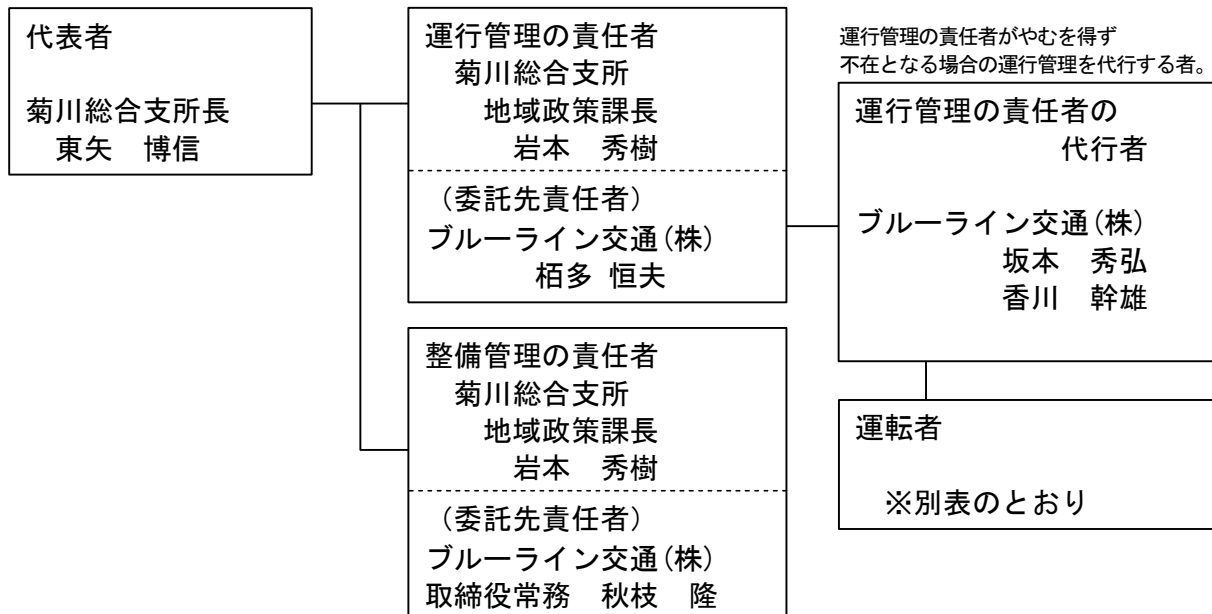
No	氏名	住所	資格の種類	委託
1	菊川総合支所地域政策課長 岩本 秀樹		安全運転 管理者	
2	栢多 恒夫		運行管理者	○
3				

- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

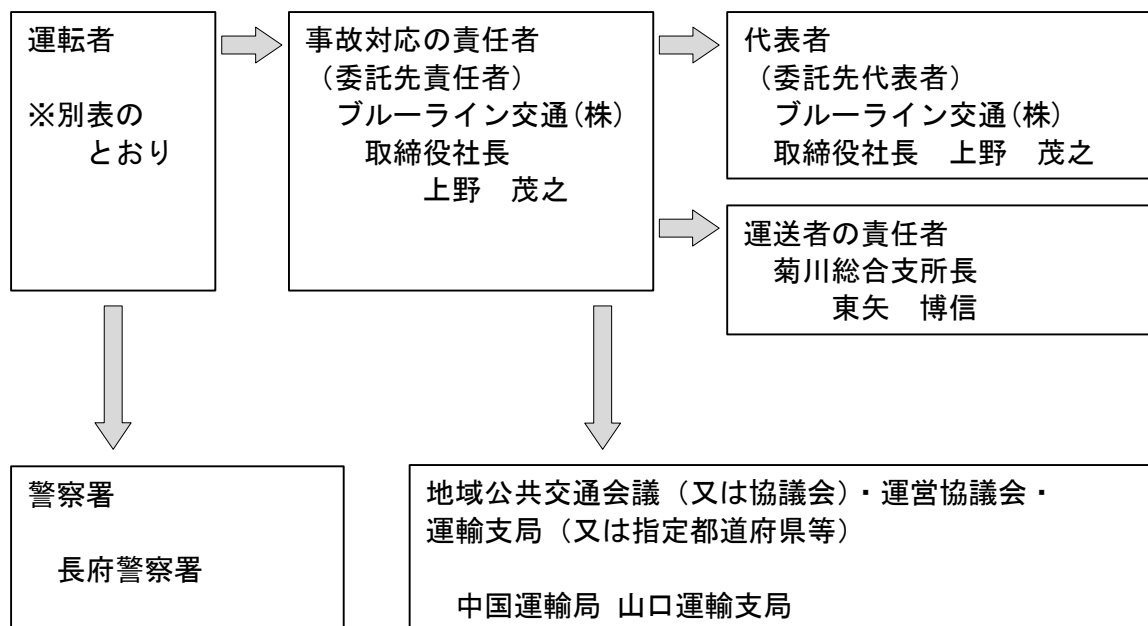
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1	ブルーライン交通(株) 取締役常務 秋枝 隆	
2		
3		

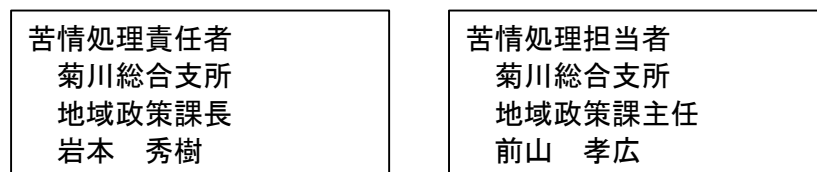
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制



### ➤ 別表 運転者一覧

ブルーライン交通株式会社					
1	藤井 悦雄	6	倉光 文男	11	
2	折井 義明	7	原田 宣之	12	
3	岡本 久美恵	8	福田 元行	13	
4	船岡 良孝	9	山本 義則	14	
5	林 雅江	10		15	

運送の主体(申請者名)	下関市(下関市長 前田 晋太郎)
-------------	------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名( 下関市豊田総合支所地域政策課 )

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託
1	豊田総合支所地域政策課 課長 吉田 正則		安全運転 管理者	
2	富士第一交通(有) 顧問 吉山 和夫		運行管理者	○
3	豊田タクシー(有) 専務 山本 忠行		運行管理者	○

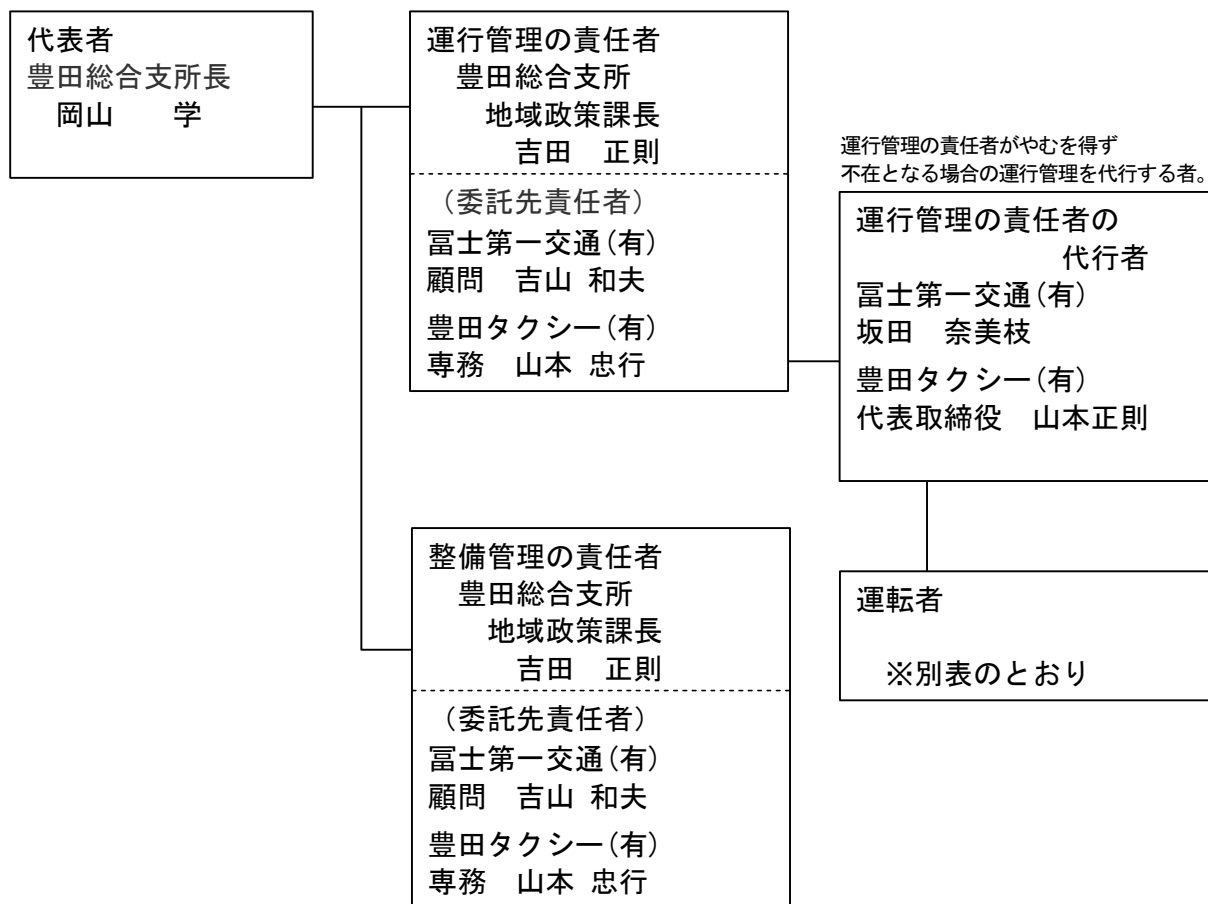
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

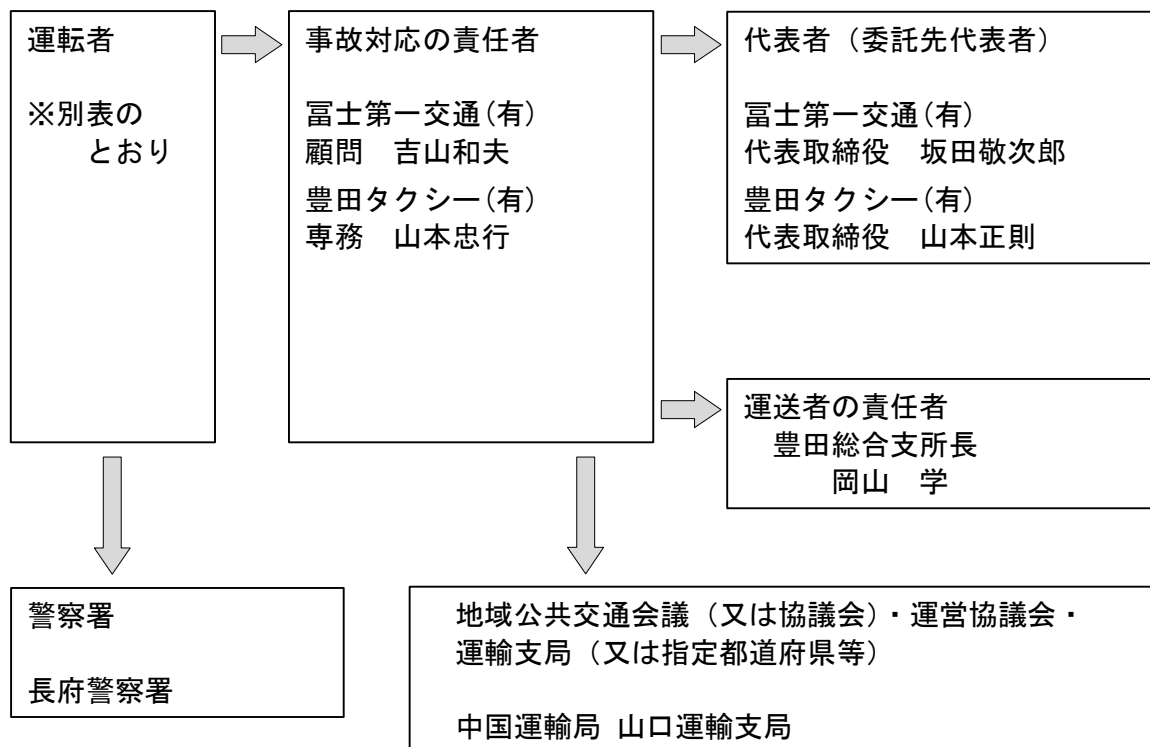
No	氏名	住所
1	富士第一交通(有) 顧問 吉山 和夫	
2	豊田タクシー(有) 専務 山本 忠行	



(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



### 3. 苦情処理体制

苦情処理責任者 豊田総合支所 地域政策課長 吉田 正則
--------------------------------------

苦情処理担当者 豊田総合支所 地域政策課 課長補佐 山中 仁郎
--

#### ➤ 別表 運転者一覧

富士第一交通(有)		豊田タクシー(有)	
1	岩山 佳一	1	山本 忠行
2	村野 義昭	2	井藤 孝仁
3		3	河村 恒雄
4		4	高野 文明
5		5	中村 菊夫
6		6	尾崎 真
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	

運送の主体（申請者名）	下関市（下関市長 前田 晋太郎）
-------------	------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 下関市役所豊北総合支所地域政策課 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

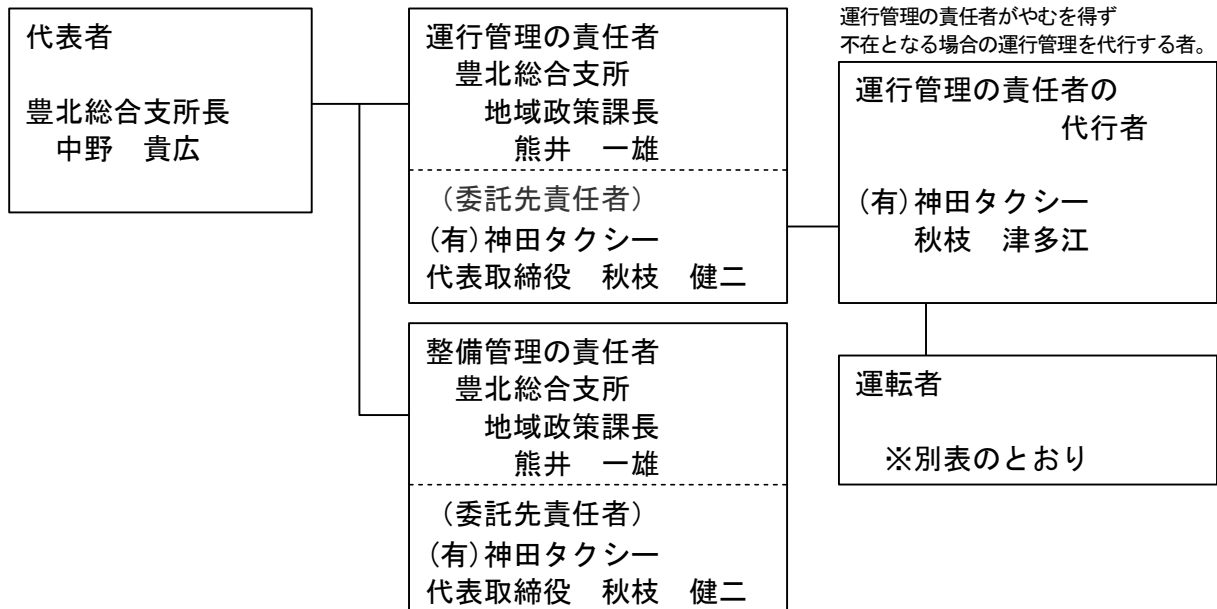
No	氏名	住所	資格の種類	委託
1	豊北総合支所地域政策課 課長 熊井 一雄		安全運転 管理者	
2	(有) 神田タクシー 代表取締役 秋枝 健二		運行管理者	○
3				

- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

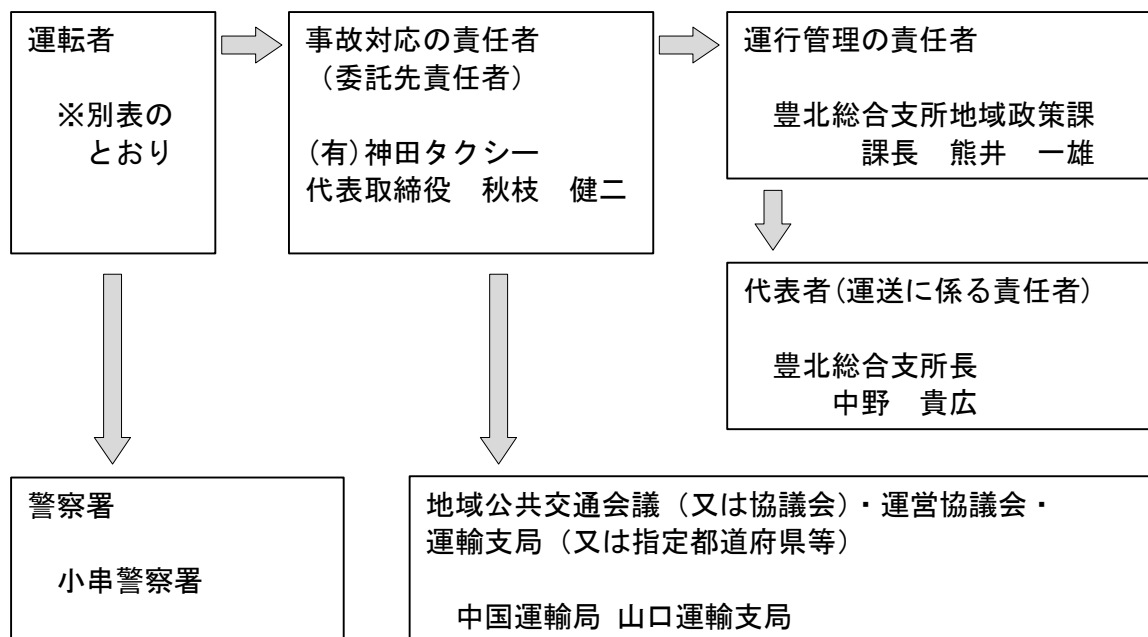
No	氏名	住所
1	(有) 神田タクシー 代表取締役 秋枝 健二	
2		
3		

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

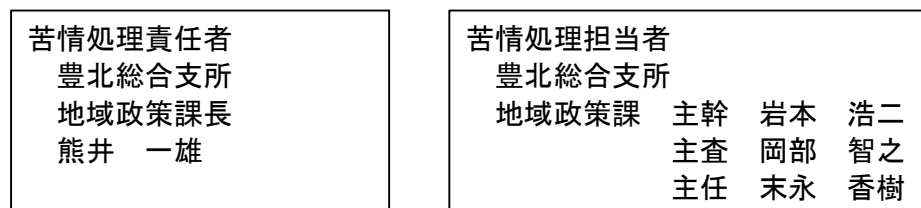




## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制



### ➤ 別表 運転者一覧

(有) 神田タクシー	
1	秋枝 健二
2	秋枝 津多江
3	有村 真紀
4	木下 高夫

## 下関市外出支援サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 下関市外出支援サービス事業（以下「事業」という。）は、寝たきり又は歩行が著しく困難な高齢者又は重度障害者が通院等を行う場合において、移送車両によりその送迎を行い、もって、これらの者の社会参加の促進や快適な生活の確保、健康及び福祉の増進を図ることを目的として、事業のうち高齢者にかかるものについては介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49に規定する保健福祉事業として実施する。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、下関市とする。ただし、市長は、事業を社会福祉法人等（以下「事業実施者」という。）に委託して実施することができる。

### (利用者)

第3条 事業の利用ができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 65歳以上であること又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けていること。
- (2) 菊川総合支所、豊田総合支所、豊浦総合支所又は豊北総合支所の所管する区域に住所を有すること。
- (3) 身体の障害等の理由により、公共交通機関の利用が著しく困難であること。
- (4) 日常的に車いす若しくはストレッチャーを使用していること又はこれに準ずるとして別に定める身体状況であること。

### (利用範囲)

第4条 事業は、次に掲げる用途を目的とする外出において利用することができる。

- (1) 病気治療（通院治療、入退院）
- (2) 福祉施設への通所、入退所等（福祉施設が送迎を行う場合を除く。）
- (3) 福祉団体等の事業、会議等への参加
- (4) 公共機関での諸手続等
- (5) その他市長が特に必要があると認める用途

2 事業は、市内及び近隣市町の区域への外出に限り、利用することができる。

3 事業の利用回数は、1週当たり1回を上限とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の利用回数は、次の各号に掲げる利用形態を1回とし、発地（利用者が出発する場所をいう。）及び着地（利用者が目的地から到着する場所をいう。）は利用者が現に居住する家（以下「利用者宅」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利用者宅以外の下関市内の場所を発地又は着地とすることができる。

(1) 発地～目的地～着地

(2) 発地～目的地

(3) 目的地～着地

（利用時間等）

第5条 事業の利用ができる時間は、午前9時から午後4時30分までとし、1回の運行時間（利用者が車両に乗車している時間をいう。）は3時間以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 次に掲げる日には、事業を利用することができない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 前項の規定にかかわらず、市長は、臨時に事業を利用することができない日を定めることができる。

（運転者）

第6条 事業に用いる移送車両の運転者は、満21歳以上の者でなければならない。

（申請手続）

第7条 事業を利用しようとする者は、外出支援サービス申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に確約書（様式第2号）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用を認めるときは、外出支援サービス利用決定通知書（様式第3号）により当該



申請を行った者に通知するとともに、外出支援サービス登録カード（様式第4号。以下「登録カード」という。）を作成し、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の登録を行うものとする。

3 前項の登録の有効期間は、利用の決定を受けた日から1年後の日が属する月の末日までとする。

4 前項の有効期間を超えてなお事業の利用を必要とするときは、利用者は改めて申請書を提出しなければならない。

5 前項の場合においては、第2項の規定を準用する。

（登録事項の変更の届出）

第8条 利用者は、その住所又は第10条の介護者を変更したときは、外出支援サービス事業登録事項変更届出書（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（利用手続）

第9条 利用者は、利用予定日の1月前の日から7日前の日までに、利用日時、目的地及び介護者の有無を電話等で事業実施者に連絡し、利用の申込み（以下「申込み」という。）を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用予定日の6日前の日から前日までの申込み又は当日の申込みであっても事業実施者が利用者の申込みを承諾するときは、当該利用者は、事業を利用できるものとする。

（介護者）

第10条 事業の利用に当たっては、原則として利用者の家族その他の者が介護者として利用者につき添わなければならない。

2 前項の介護者（以下「介護者」という。）は、利用者が指定する。ただし、自ら介護者を指定できない場合は、事業実施者が指定する。

3 介護者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者の介護は、介護者が責任を持ってこれを行うこと。

(2) 利用者の安全確保に努めること。

（利用の取消等）

第11条 市長は、移送車両の故障その他の理由により、事業を実施できなくなったときは、第7条第2項の決定を取り消すことができる。

2 利用者が、自己の都合により第9条の規定により事業実施者に申し出た内容を変更し、又は同項の規定による申込み（以下「申込み」という。）を取り消そうとするときは、速やかにその旨を事業実施者に申し出なければならない。

（利用者の負担）

第12条 利用者は、事業を利用したときは、実費として、事業実施者に別表に定める額を負担しなければならない。

（予約取消料）

第13条 利用者は、利用予定日の当日に申込みを取り消したとき又は申込みを行ったにもかかわらず事業を利用しなかったときは、予約取消料として、事業実施者に別表に定める額を支払わなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年2月13日から施行し、自家用自動車有償運送の許可日から適用する。
- 2 菊川町外出支援サービス事業実施要綱（平成14年4月1日施行）、豊田町外出支援サービス事業実施要綱（平成15年4月1日施行）、豊浦町外出支援サービス事業実施要綱（平成12年4月1日施行）及び豊北町外出支援サービス事業実施要綱（平成12年4月1日施行）の規定による利用の決定を受けた者に対するサービスの提供については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日から自家用自動車有償運送の許可日までの間は、菊川町外出支援サービス事業実施要綱（平成14年4月1日施行）、豊田町外出支援サービス事業実施要綱（平成15年4月1日施行）、豊浦町外出支援サービス事業実施要綱（平成12年4月1日施行）及び豊北町外出支援サービス事業実施要綱（平成12年4月1日施行）の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市外出支援サービス事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の下関市外出支援サービス事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市外出支援サービス事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の下関市外出支援サービス事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第5号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表（第 1 2 条、第 1 3 条関係）

1 実費弁償部分

（1）利用料は、次の表に定めるところにより算出した基本料、待機料及び燃料費を合算した額とする。

	1 回の利用当たり
基本料	運行時間につき、30分までごとに200円
待機料	待機時間（利用者が第4条の用途のため事業実施者の車両を待機させる時間をいう。）につき、30分までごとに200円
燃料費	10kmまでごとに100円

（2）利用者が乗車し車両が動き始めた時点より、時間及び走行距離を計測する。

2 予約取消料

（1）予約取消料は、1回につき100円とする。ただし、前日までの取消しは無料とする。

3 その他

（1）駐車料金、有料道路料金等は、利用者が直接支払うものとする。



制定 平成26年 2月28日 中国運輸局公示第104号  
改正 平成27年10月 1日 中国運輸局公示第 53号  
改正 平成27年10月21日 中国運輸局公示第 65号  
改正 平成27年10月29日 中国運輸局公示第 69号  
改正 平成28年 9月30日 中国運輸局公示第 37号  
改正 令和 元年 8月30日 中国運輸局公示第 30号  
改正 令和 元年12月13日 中国運輸局公示第 53号  
改正 令和 2年10月15日 中国運輸局公示第 42号  
改正 令和 3年10月14日 中国運輸局公示第 56号  
改正 令和 5年 5月26日 中国運輸局公示第 13号

## 公 示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化  
及び活性化に関する特別措置法第16条第1項に基づく一般乗用旅客  
自動車運送事業に係る旅客の運賃の範囲の指定について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化  
に関する特別措置法第16条第1項に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に係る  
旅客の運賃の範囲の指定について、下記のとおり公示する。

平成26年2月28日

中国運輸局長 小 橋 雅 明

## 記

### 1. 運賃の範囲を指定する営業区域

広島県	広島交通圏 呉市A 東広島市 尾道市 福山交通圏	鳥取県	鳥取交通圏 倉吉交通圏 米子交通圏	島根県	松江市 出雲市
岡山県	岡山市 倉敷交通圏 津山市	山口県	下関市 宇部市 山口市 周南市 防府市 岩国交通圏		

### 2. 指定する運賃の範囲

別紙のとおり

附 則

この公示は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この公示は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この公示は、平成27年11月20日から適用する。

附 則

この公示は、平成27年11月28日から適用する。

附 則

この公示は、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この公示は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この公示は、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この公示は、令和2年10月15日から適用する。

附 則

この公示は、令和3年10月14日から適用する。

附 則

この公示は、令和5年6月26日から適用する。

## 下関市 運賃の範囲

## 公定幅運賃

## ①特定大型車

	距離制運賃				時間距離併用制運賃及び待料金	
	初乗運賃		加算運賃			
上限運賃	1.5km	850円	209m	90円	1分	20秒 90円
B運賃	1.5km	840円	211m	90円	1分	20秒 90円
C運賃	1.5km	830円	214m	90円	1分	20秒 90円
D運賃	1.5km	820円	217m	90円	1分	20秒 90円
E運賃	1.5km	810円	219m	90円	1分	20秒 90円
下限運賃	1.5km	800円	222m	90円	1分	20秒 90円

時間制運賃		
上限運賃	30分	4,400円
B運賃	30分	4,350円
C運賃	30分	4,300円
D運賃	30分	4,250円
E運賃	30分	4,200円
下限運賃	30分	4,150円

## ②大型車

	距離制運賃				時間距離併用制運賃及び待料金	
	初乗運賃		加算運賃			
上限運賃	1.5km	760円	231m	90円	1分	25秒 90円
B運賃	1.5km	750円	234m	90円	1分	25秒 90円
C運賃	1.5km	740円	237m	90円	1分	30秒 90円
D運賃	1.5km	730円	240m	90円	1分	30秒 90円
下限運賃	1.5km	720円	244m	90円	1分	30秒 90円

時間制運賃		
上限運賃	30分	4,000円
B運賃	30分	3,950円
C運賃	30分	3,900円
D運賃	30分	3,850円
下限運賃	30分	3,790円

## ③普通車

	距離制運賃				時間距離併用制運賃及び待料金	
	初乗運賃		加算運賃			
上限運賃	1.5km	690円	272m	80円	1分	40秒 80円
B運賃	1.5km	680円	276m	80円	1分	40秒 80円
C運賃	1.5km	670円	280m	80円	1分	45秒 80円
D運賃	1.5km	660円	284m	80円	1分	45秒 80円
下限運賃	1.5km	650円	289m	80円	1分	45秒 80円

時間制運賃		
上限運賃	30分	2,800円
B運賃	30分	2,760円
C運賃	30分	2,720円
D運賃	30分	2,680円
下限運賃	30分	2,640円



利用料金の比較表

「利用料：基本額 30分につき200円、燃料費 10kmにつき100円」

※一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)との比較表

距離	定員4~5人乗り車両					備考
	基本額	燃料費	利用料合計	タクシー普通車	タクシー1/2	
1km	200	100	300	690	345	
2km	200	100	300	850	425	
3km	200	100	300	1,170	585	
4km	200	100	300	1,490	745	
5km	200	100	300	1,730	865	
6km	200	100	300	2,050	1,025	
7km	200	100	300	2,370	1,185	
8km	200	100	300	2,610	1,305	
9km	200	100	300	2,930	1,465	
10km	200	100	300	3,250	1,625	
11km	400	200	600	3,490	1,745	
12km	400	200	600	3,810	1,905	
13km	400	200	600	4,130	2,065	
14km	400	200	600	4,370	2,185	
15km	400	200	600	4,690	2,345	
16km	400	200	600	5,010	2,505	
17km	400	200	600	5,250	2,625	
18km	400	200	600	5,570	2,785	
19km	400	200	600	5,890	2,945	
20km	400	200	600	6,210	3,105	
21km	600	300	900	6,450	3,225	
22km	600	300	900	6,770	3,385	
23km	600	300	900	7,090	3,545	
24km	600	300	900	7,330	3,665	
25km	600	300	900	7,650	3,825	
26km	600	300	900	7,970	3,985	
27km	600	300	900	8,210	4,105	
28km	600	300	900	8,530	4,265	
29km	600	300	900	8,850	4,425	
30km	600	300	900	9,090	4,545	
31km	800	400	1,200	9,410	4,705	
32km	800	400	1,200	9,730	4,865	
33km	800	400	1,200	9,970	4,985	
34km	800	400	1,200	10,290	5,145	
35km	800	400	1,200	10,610	5,305	
36km	800	400	1,200	10,850	5,425	
37km	800	400	1,200	11,170	5,585	
38km	800	400	1,200	11,490	5,745	
39km	800	400	1,200	11,730	5,865	
40km	800	400	1,200	12,050	6,025	
41km	1,000	500	1,500	12,370	6,185	
42km	1,000	500	1,500	12,610	6,305	
43km	1,000	500	1,500	12,930	6,465	
44km	1,000	500	1,500	13,250	6,625	
45km	1,000	500	1,500	13,490	6,745	
46km	1,000	500	1,500	13,810	6,905	
47km	1,000	500	1,500	14,130	7,065	
48km	1,000	500	1,500	14,370	7,185	
49km	1,000	500	1,500	14,690	7,345	
50km	1,000	500	1,500	15,010	7,505	

※利用料の基本額については、これまでの実績を勘案して、時速20kmで走行した場合として算定している。

タクシーの料金は、平成26年2月28日運輸局公示第104号(令和5年5月26日改正)に基づく。

※タクシー 普通車 690円+80円×((キロ数-1.5km)÷0.272km(小数点以下切り上げ))

運送の主体（申請者名）	下関市（下関市長 前田 晋太郎）
-------------	------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 下関市役所菊川総合支所 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	田中 義明		その他		
2	花貫 一博		その他	○	
3					

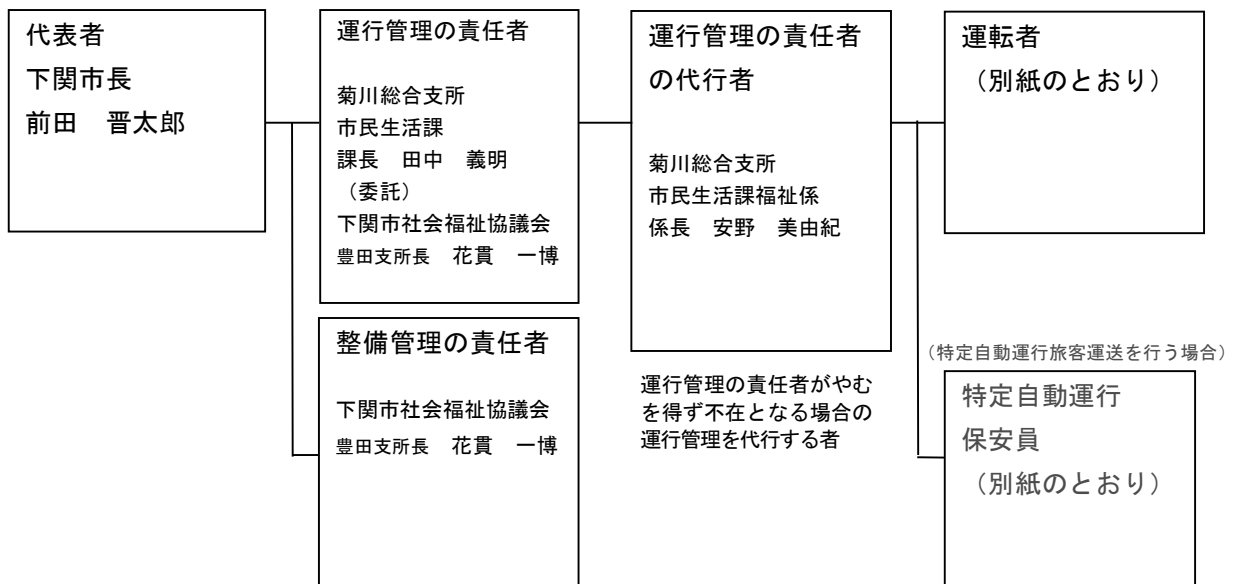
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	協力
1	花貫 一博		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

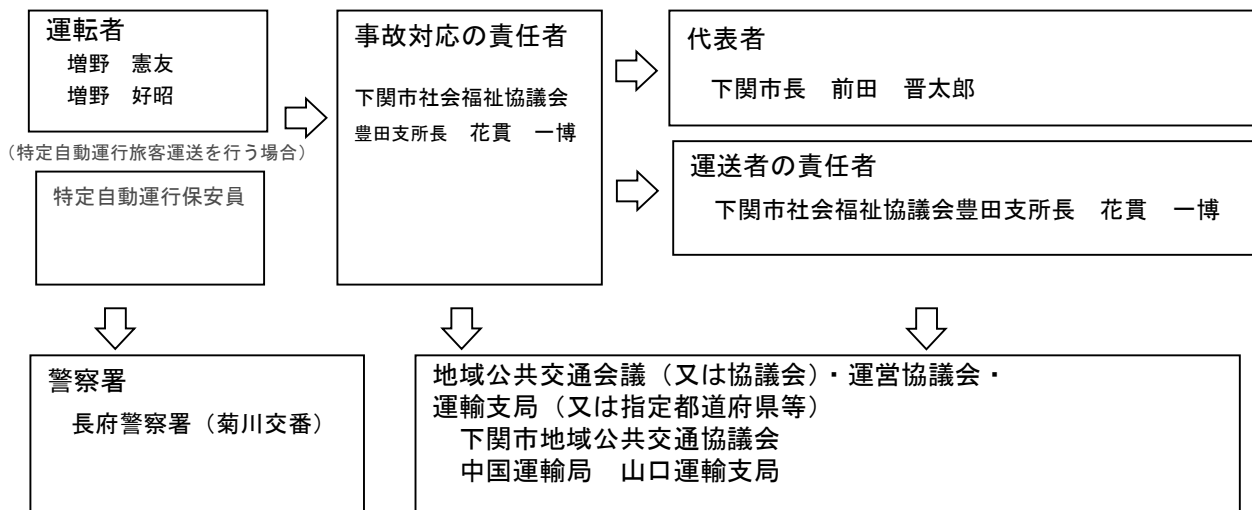
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



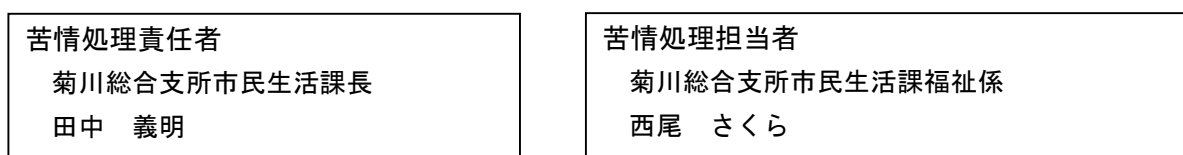
## (エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

### 2. 事故処理連絡体制



### 3. 苦情処理体制



運送の主体（申請者名） 下関市（下関市長 前田 晋太郎）

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 下関市役所豊田総合支所 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	友川 健児		その他		
2	花貫 一博		その他	○	
3					

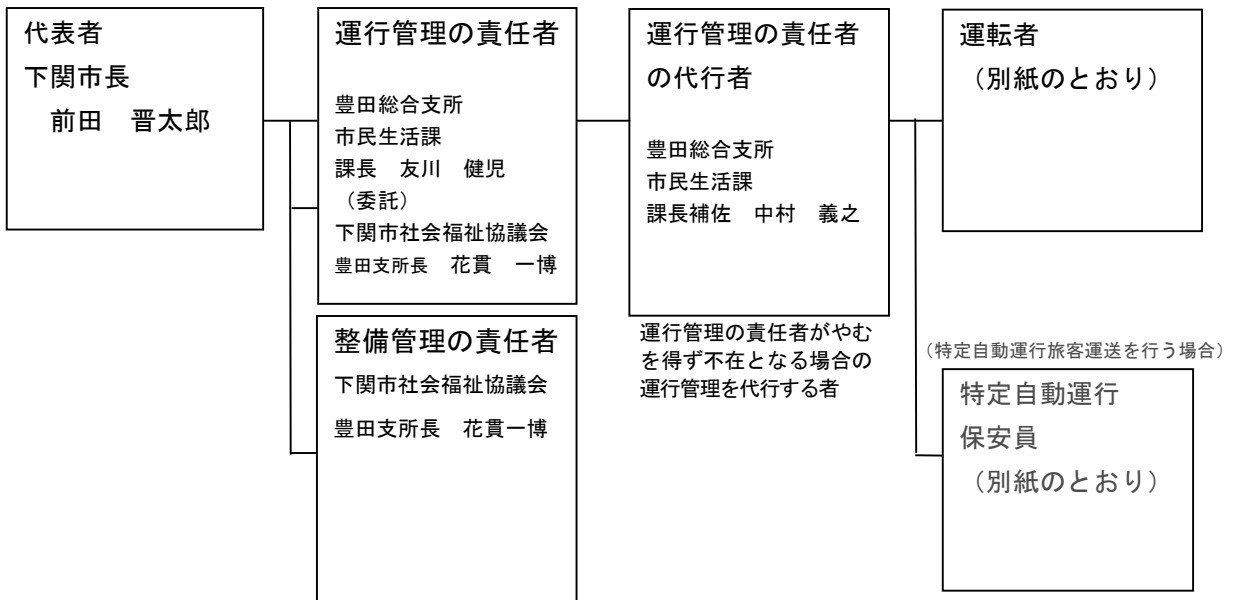
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	協力
1	花貫 一博		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

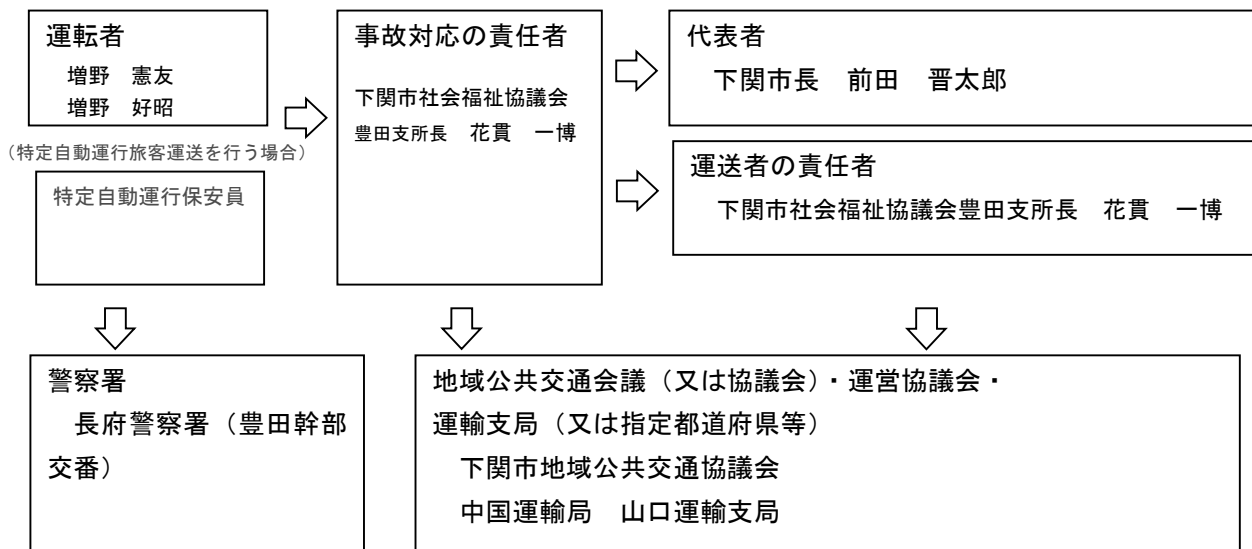
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



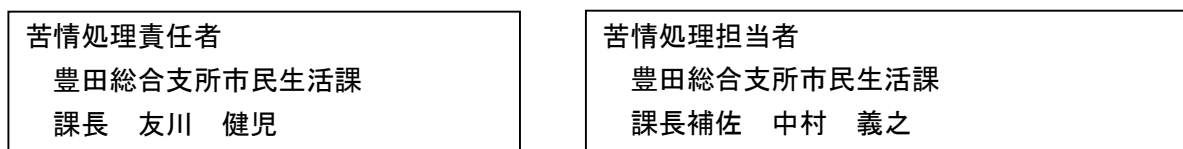
## (エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

### 2. 事故処理連絡体制



### 3. 苦情処理体制





運送の主体（申請者名） 下関市（下関市長 前田 晋太郎）

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 下関市役所豊浦総合支所 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	渡邊 尚樹		その他		—
2	中嶋 篤志		その他	○	—
3					

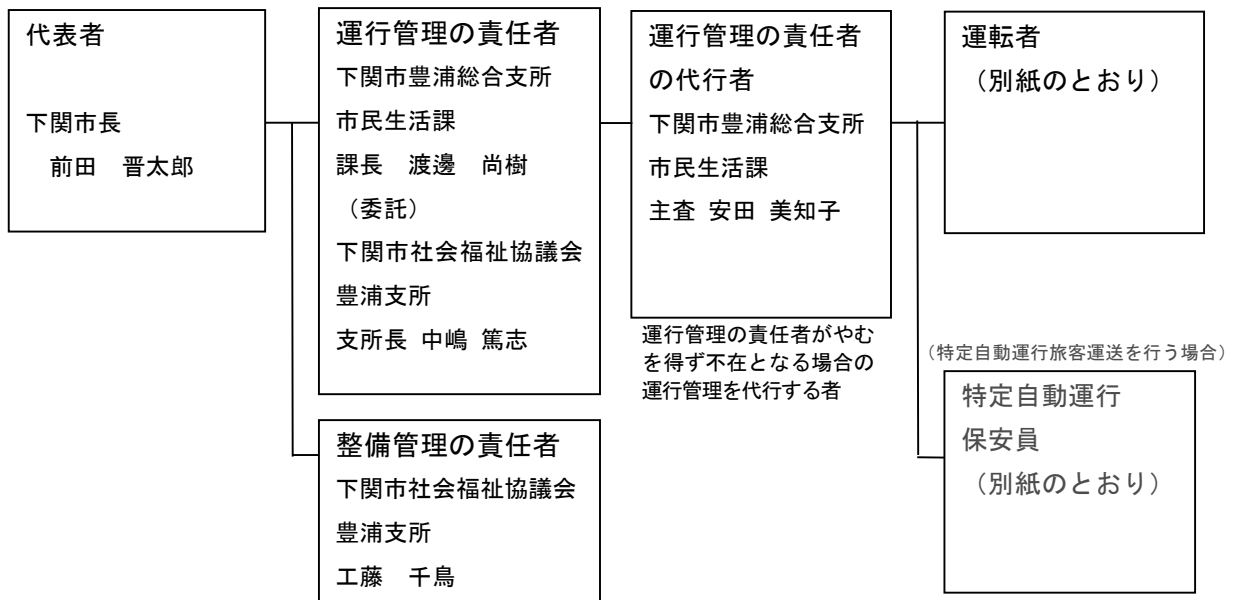
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	協力
1	工藤 千鳥		—
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

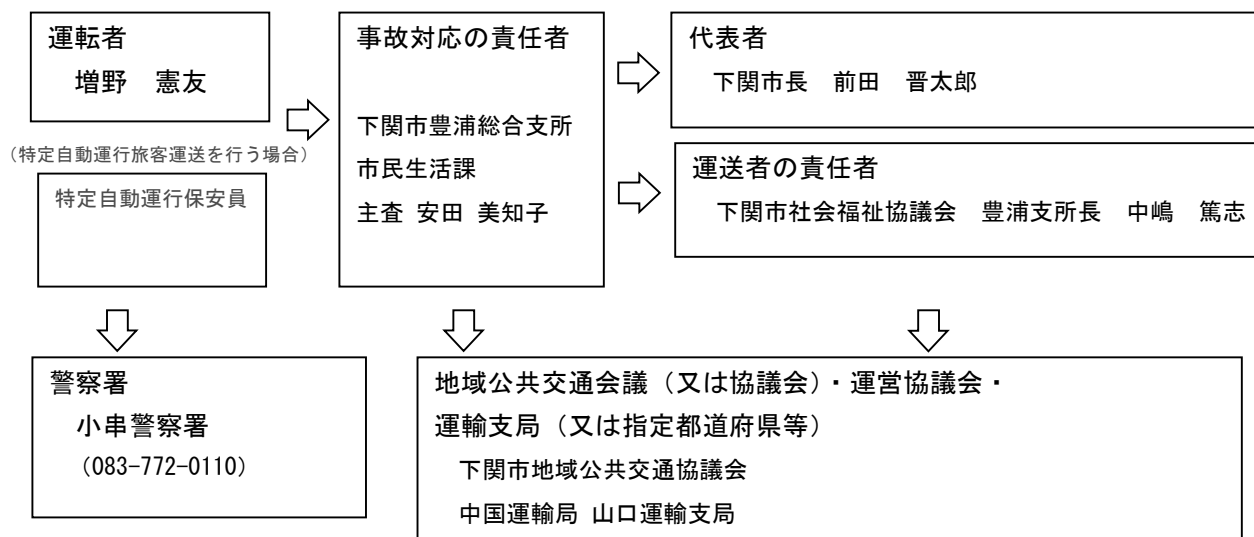
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



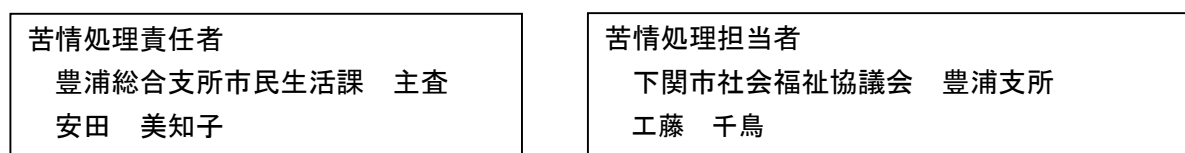
## (エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

### 2. 事故処理連絡体制



### 3. 苦情処理体制



運送の主体（申請者名）	下関市（下関市長 前田 晋太郎）
-------------	------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 下関市役所豊北総合支所 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	竹田 都世志		その他		
2	竹本 篤史		その他	○	
3					

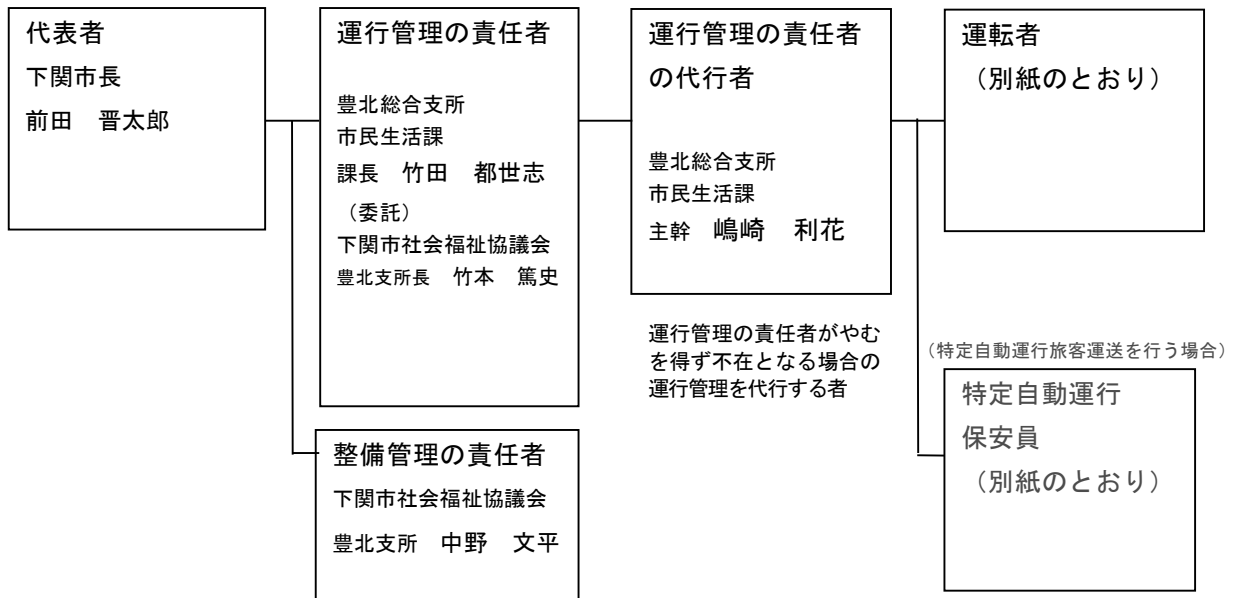
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	協力
1	中野 文平		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

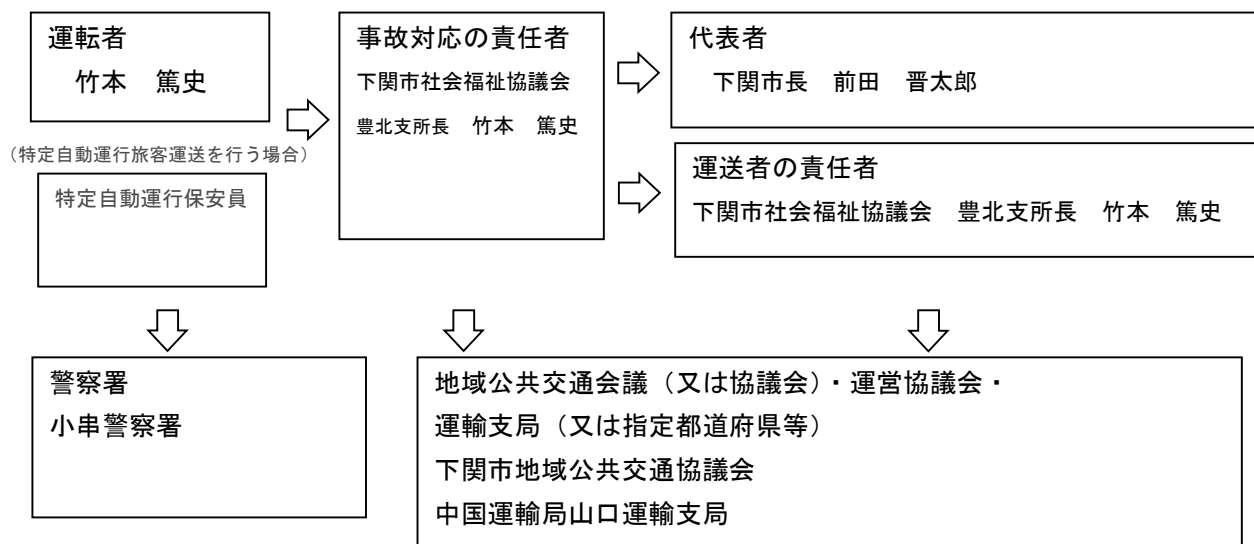
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## (エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

### 2. 事故処理連絡体制



### 3. 苦情処理体制

